

平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
代表者の役職名 代表取締役社長 池松邦彦
(コード番号 4641 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 経営企画部長 山崎 國秀
T E L 042-774-3333(代)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、会社法ならびに会社法施行規則の施行に伴い、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、コンプライアンスの実効性を確保するために制定した「アルプス技研企業倫理憲章」を規範として、役員及び社員は社会的・倫理的責任を自覚し、法令・定款及び具体的な指針である行動規範大綱を率先垂範して遵守する。なお、取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、「業務の適正を確保する体制」を整備するために、内部統制委員会を設置し、内部統制基本方針について不断の見直しによって改善・充実を図り、もって効率的で適法な業務執行体制を構築する。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び文書取扱規程等に基づき、各々の担当職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録した上適切に保存し、必要に応じて取締役及び監査役は閲覧できるものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制委員会は、全社的なリスク管理について対応し、各部門のリスク管理は担当部門が実施する。
- (2) 当社の定める経営危機管理規程に掲げる、経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき、または発生の恐れが予想される場合には、社長を本部長とした対策本部を設置する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定例の取締役会を毎月 1 回及び臨時取締役会を必要に応じて開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会の機能を強化し経営効率化を図るため、経営戦略会議を原則として毎週開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行う。
- (3) 当社の企業理念、経営計画、事業運営状況等について透明性・公平性・適時性を図り、ステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、適正な評価に資するためにディスクロージャー委員会を設置する。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスの審議機関として、複数の社外有識者を含めた委員で構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス（企業倫理）規程の実践的運用と徹底を図るため、各部門からコンプライアンスリーダーを選任して啓蒙活動を実施する。
 - (2) 業務部門から独立した監査室が、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに代表取締役及び監査役に適宜報告する。
 - (3) 法令及び倫理上疑義がある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として、社内窓口及び外部専門機関の「ヘルプネット・社外窓口」を設置する。なお、通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件については事前協議を行う。
 - (2) グループ会社は内部統制を担当する部署を定め、当社と連携して内部統制システムの構築及び実効性を図り、当社はグループ会社の経営の企業活動におけるリスク管理体制を確立する。
 - (3) 監査役は、会計監査人及び監査室と連携体制を構築し、企業集団の連結経営に対応したグループ全体の監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき使用人として、必要に応じ監査役業務補助のため監査役付または監査役スタッフを置くことができるものとする。なお、設置する場合は当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定について監査役会の事前の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

8. その他の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役と定例的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、取締役会及び重要な会議等に出席する。また、稟議書等に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
 - (3) 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、定期的な情報交換などの連携を図る。

以上